

百濟内朝制度試論

李 文 基

目次

- 一 はじめに
- 二 漢城・熊津期の国王幕府とその内朝的性格
- 三 泗泚期の前内部体制の構造と運営
- 四 おわりに

一、はじめに

古代における韓・中・日三国の諸国の中央政治制度を巨視的観点から鳥瞰すれば、国家の一般行政業務を担当した外朝と、最高執権者の側近で君主権を支えていた内朝¹⁾が並存していたことがわかる。

この中で、外朝は明確に制度として定立していただけでなく、その機能も分明であったため、従来より多くの研究が行われてきた。これに対して非制度的な側面が残存していた内朝は、その実体が曖昧で機能も明示されておらず、相対的に研究が不振であった。しかし、各国の最高権力者の権力の強度と実質的な権力行使のメカニズムを

正確に理解するためには、その背後に隠れている内朝に注目しなければならぬ。

このような事情は百濟の場合にも同じであった。特に、百濟の内朝に対する研究は、韓国古代三国の中でも最も不振なことが現状である。その一次的な理由は、百濟史全般の問題である史料の不足に因るが、それと共に内朝に対する問題意識の欠如も重要な理由の一つであると考える。百濟の内朝関連史料として最も明確なのは、『周書』百濟伝に見られる「内官一二部」に関する記録である。ところが、従来の研究者の中ではこの史料を、百濟における内朝の実態解明に利用した場合は殆どなかった。内官一二部と外官一二部、即ち二三部が成立した事実にだけ執着して、行政官府としての二三部中心の政治運営形態を想定し、これを佐平中心の貴族合議制的な政治運営と対比させて理解しているのみである²⁾。更に、内官一二部に対する研究も官府名称の字義を根拠として、その機能を推論する段階に留まっている。しかし、『周書』百濟伝に明記されているように、百濟の中央官府であった二三部は内官と外官とに明白に区分

されており、このことは遅くとも二部設置当時の百濟が内官二部に構成された内朝を運営していたことを雄弁に物語っている。このように、百濟の内朝に関心を傾けると、『三国史記』百濟本紀は勿論『宋書』・『南齊書』・『魏書』などの百濟伝と『日本書紀』の百濟関係記事から、内朝の構成と変化様相を表してくれる相当量の史料を見出すことができる。

従って、百濟の内朝に関する研究は、明確な問題意識と新しい研究視角に立脚して行えば、その実体の解明に大きな進展があるものと期待できる。そこで、ここでは通時的な変化の観点から百濟の内朝制度を試論的に概観するに留めて置くことにしたい。

二、漢城・熊津期の国王幕府とその内朝的性格

史料に明確に記録された百濟の内朝は『周書』百濟伝などの内官二部である。この内官二部は、後述するように、東城王代から設置され始め、泗泚初期には完備されて国王の近侍機構として機能した。そうであるとすれば、内官二部以前には百濟で内朝が設置・運営された事実がなかったのであるうか。まず、蓋鹵王代の二つの逸話を調べてみたい。

(1) 「都弥 百濟人也 雖編戶小民 而頗知義理 其妻美麗 亦有節行 為時人所称 蓋婁王聞之 〈中略〉 王欲試之 留都弥以事 使一近臣 假王衣服馬從 夜抵其家 使人先報王来 謂其婦曰 我久聞爾好 与都弥博得之 来日入爾為宮人 自此後 爾身吾所有也」(『三国史記』卷四八・都弥伝)

(2) 「先是 高句麗長寿王 陰謀百濟 求以間謀於彼者 時浮屠道琳心募 〈中略〉 於是 道琳佯逃罪 奔入百濟 時百濟王近蓋婁好博奕 道琳詣王門 告曰 臣少而学碁 頗入妙 願有聞於左右 王召人对碁 果国手也 遂尊之 为上客 甚親昵之 恨相見之晚 道琳一日侍坐 從容曰 臣異國人也 上不我疎外 恩私甚渥 而惟一技之是效 未嘗有分毫之益 今願獻一言 不知上意如何耳 王曰 第言之 若有利於國 此所望於師也 道琳曰 大王之國 四方皆山丘河海 是天設之險 非人為之形也 是以 四鄰之國 莫敢有覬心 但願奉事之不暇 則王当以崇高之勢 富有之業 疎人之視聽 而城郭不葺 宮室不修 先王之骸骨 權攢於露地 百姓之屋廬 屢壞於河流 臣窃為大王不取也 王曰 諾 吾將為之 於是 尽發國人 悉土築城 即於其内 作宮樓閣台榭 無不壯麗 又取大石於郁里河 作榭以葬父骨 緣河樹堰 自蛇城之東 至崇山之北 是以倉庾虛竭 人民窮困 邦之隳沉 甚於累卵 於是 道琳逃還以告之 長寿王喜 將伐之 乃授兵於帥臣」(『三国史記』卷二五・蓋鹵王二一年条)

史料(1)は、編戶小民の都弥の妻を欲しがった蓋鹵王の乱政を背景にした物語であるが、蓋鹵王の不当な命令を遂行している「近臣」が見られる。この命令は通常的な国王の政治行為から大きく離れた、ごく私的なものであった。それにもかかわらず、「近臣」は蓋鹵王の命令を忠直に従っている。ここで、我々は蓋鹵王代に、公的な政治領域とは区別される国王と王室の私的な活動を補佐する臣

僚層が存在したことを看取することができる。この「近臣」は蓋鹵王を近侍供奉していた近侍臣僚と見てもよからう。

史料(2)は、高句麗の長寿王が百済を攻撃するための事前工作の一環で、僧侶の道琳を間諜に派遣した、有名な物語である。その内容は、道琳が博奕(囲碁)を媒介にして、蓋鹵王に接近して上客として待接を受けながら、築城と宮闕修築、王陵造営など、大土木工事を勸諭して百済を疲弊させ、結局長寿王が漢城を陥落できるようにしたというものである。ところが、ここには蓋鹵王代の側近臣僚と関連したエピソードも含まれている。まず、道琳が囲碁を媒介にして蓋鹵王の信任を得て、上客として待接を受ける部分がある。時代はやや遅れるが、唐の玄宗が令外官として翰林待詔を設置し、そこに文章之士はもちろん僧徒と書画・琴棋・数術などに通じた人物を任命して自身の側近勢力にした事実を参照すると、蓋鹵王が卓越した囲碁の実力だけで異国出身の道琳を側近にしたのも、同じ脈絡から理解しても良いのであろう。また、道琳が百済の正規官制ではなく、上客という臨時的な称号を持っていたことも、翰林待詔が職員令による官制ではない令外官であった事実と恰似する。要するに、このエピソードには唐の玄宗代のように、蓋鹵王が側近勢力の養成に関心を持った当代の雰囲気が反映していると思われる。次に、道琳が蓋鹵王に大土木工事を勸諭して貫徹させたとする部分も看過できない。道琳が蓋鹵王に提案した王城と宮闕の修築、王陵造営工事などは王室権威の昂揚を通しての王権強化という目的を帯びており、これは王族出身人物の大挙起用、北魏・倭・新羅に対する積極的な外交活動と共に蓋鹵王が推進した王権強化政策の一部であった。

そうだとすれば、このエピソードは王権強化を推進していた蓋鹵王を、側近勢力が支援していた状況を表しているといえよう。

以上、蓋鹵王代の側近勢力と関連した二つの逸話は、内官一二部のいう整備された内朝制度が施行される以前から百済国王が側近勢力の養成に深い関心を持っていた事実を間接的に表している。たとえ上の史料で、その側近勢力が制度的な内朝に定着したか否かは確認されないとしても、百済でも内官一二部以前段階に内朝的性格の近侍機構が存在していた可能性は非常に高いと考えられる。

このような研究視角に立脚すると、南北朝期中国の諸王朝に派遣された百済の使臣が幕府属僚の職名を帯びていた事実は、百済国王の近侍機構と関連して決して軽視できない。その理由は五世紀の高句麗で国王幕府が内朝として機能したことがあるからである。史料を提示すると、次の通りである。

(1) 「少帝景平二年(四二四)久爾辛王五年」 映遣長史張威詣闕貢獻」(『宋書』卷九七・列伝第五七・百济国)

(2) 「延興二年(四七二)蓋鹵王二八年) 其王余慶始遣使上表曰 臣建国東極 豺狼隔路 雖世承靈化 莫由奉藩 瞻望雲闕 馳情罔極 涼風微心 伏惟皇帝陛下協和天休 不勝係仰之情 謹遣私署冠軍將軍 駙馬都尉弗斯侯・長史余札 竜驤將軍・帶方太守・司馬張茂等 投舫波阻 搜徑玄津 託命自然之運 遣進万一之誠 冀神祇垂感 皇靈洪覆 克達天庭 宣暢臣志 雖旦聞夕没 永無余恨」(『魏書』卷一〇〇・列伝第八八・百济国)

(3) 「永明八年・四九〇・東城王八年」牟大又表曰 臣所遣
 行建威將軍・広陽太守・兼長史臣高達 行建威將軍・朝鮮太
 守・兼司馬臣楊茂 行宣威將軍・兼參軍臣金邁等三人 志行清
 亮 忠款夙著 往泰始中(四六五〜四七一) 比使宋朝 今任臣
 使 冒涉波險 尋其至効 宜在進爵 謹依先例 各仮行職 且
 玄沢靈休 万里所企 況親趾天庭 乃不蒙頼 伏願天監特懸除
 正 達邊効夙著 勤勞公務 今仮行竜驤將軍・帶方太守 茂志
 行清老 公務不廢 今仮行建威將軍・広陵太守 邁執志周密
 屢致勤効 今仮行広武將軍・清河太守 詔可 並賜軍号 除太
 守」〔南齊書〕卷五八・列伝第三九・百濟国。

(4) 「建武二年・四九五・東城王一七年」又表曰 臣所遣行
 竜驤將軍・樂浪太守兼長史臣慕遺 行建武將軍・城陽太守兼司
 馬臣王茂 兼參軍・行振武將軍・朝鮮太守臣張塞 行揚武將軍
 陳明 在官忘私 唯公是務 見危授命 蹈難弗顧 今任臣使
 冒涉波險 尽其至誠 美宜進爵 各仮行署 伏願聖朝特賜除正
 詔可 並賜軍号」〔南齊書〕卷五八・列伝第三九・百濟国。

上の史料からわかるように、劉宋・北魏・南齊に派遣された百濟
 使臣は皆長史・司馬・參軍などの幕府属僚の職名を帯びている。そ
 のうち、史料(1)と史料(3)については若干の補完説明が必要
 である。まず史料(1)は年代上久爾辛王五年(四二四)に該当す
 るが、百濟王を映、即ち腆支王としていて若干の混乱がある。しか
 し、中国側の史書では韓国古代王朝の王名を誤記した事例はまれで
 はないので、これは久爾辛王五年の記事とみることが出来る。ただ、

後述するように、王名を誤記した背景には腆支王によっても幕府属
 僚の職名を帯びた百濟使臣が派遣されたからであるという可能性が
 ある。次に、史料(3)は東城王八年(四九〇)に、南齊へ使臣に
 派遣した長史高達など三人の使節に対し、東城王自身が私署した官
 爵の追認を要請する内容であるが、彼らが泰始年間(四六五〜四七
 一・蓋鹵王一年〜一七年)にも宋へ使行した事実が見られる。当
 時彼らの官職は明確ではないが、幕府属僚の職名を帯びていた可能
 性がある。

それでは、史料のように外交分野だけで活動相をみせている長
 史・司馬・參軍の幕府属僚の職名を帯びた人物らは官僚体系内での
 のような位相を持っていたのであろうか。これについては、中国と
 の外交関係の必要性で臨時的な称号と捉えた見解⁽⁷⁾と、百濟国王を府
 主にする幕府の属僚と捉えた見解⁽⁸⁾がある。もし、前者に従えば、彼
 らは百濟の一般臣僚で外交活動の便宜上、臨時に幕府属僚の職名を
 帯びていたことになり、後者に従えば、彼らは百濟の国王幕府の属
 僚で普通の一般臣僚とは性格自体が違うものとみななければならない。
 筆者は後者の主張に同意する。彼らは魏晉南北朝期における王公府
 の幕僚としての長史・司馬・參軍のような位相を持っていた百濟国
 王幕府の属僚であったと考える。

百濟における国王幕府の属僚は、国王と私的な関係で結ばれた人
 物らであるので、公的な系統の一般臣僚とは性格が違う存在である。
 史料不足のために对中国外交での活動を除外した他の役割を明確に
 できないが、前述した五世紀代の高句麗の国王幕府を参照すると、
 百濟の国王幕府も内朝的機能を帯びていたものと捉えてもよからう。

現存史料によると、百済の国王幕府は久爾辛王五年（四二四）から東城王一七年（四九五）までの約七〇年間存在していたことが確認される。その間蓋鹵王の戦死と漢城陥落、そして熊津への遷都のような大きな政治的イベントがあり、熊津初期には政情の不安から王権がかなり弱体化したが、国王幕府は依然として存続したと見られる。上の史料（3）で、泰始年間（四六五）四七一…蓋鹵王一一年（一七七年）にも宋へ使行したことがある長史高達・司馬楊茂・參軍會連など三人が東城王八年（四九〇）に、再び南齊へ使臣に派遣されている事実がこれを立証している。

それでは、百済での国王幕府はいつ頃設置されたのであろうか。

史料では久爾辛王五年（四二四）以前であったことがわかるだけで、その明確な時期は把握できない。しかし、筆者は百済の国王幕府の設置時期を腆支王代に推定したい。その理由は次の通りである。第一に、『宋書』百濟伝で久爾辛王五年（四二四）に派遣された百済使臣の長史張威を、腆支王（映）が派遣したと誤記した。これは単純な錯誤ではなく、腆支王が既に長史の職名を帯びた使臣を宋に派遣したことがあったため、このような錯誤を犯したと思われる。第二に、腆支王は東晋の安帝から義熙一二年（四一六）腆支王一二年（⁹）に、「使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百濟王」に冊封されたことがある。この冊封と共に中国王公府の幕府制を模倣して腆支王は、自身の幕府を開設したと思う。これに関連して高句麗広開土王が梁から遼東・帯方二国王に冊封された後、幕府を開設した事実が参照になれる。第三に、腆支王四年（四〇八）に上佐平が設置された事実が注目される。上佐平の性格については議論があるが、それが貴

族会議の長として国王に対する牽制機能を持つ官職であった点はどう定できない。上佐平を首班とする貴族勢力の制度的結集に対応して、腆支王は自身の勢力基盤を構築するために国王幕府を設置したのであろう。このような推論が許されるならば、興味深いことに高句麗と同時期の五世紀代に、百済でも国王幕府を設置・運営したことになる。一方、百済の国王幕府が消滅された時期は、史料に幕府属僚の職名が登場する最後の時期である東城王代と思われる。東城王代は、後日内官一二部の首席官府になる前内部が設置されるなど百済の内朝制度に一大の変化が始まる時期であった（後述）。以上のように、五世紀の百済では国王幕府が設置され、その属僚の長史・司馬・參軍などの職名を帯びた人物らが国王の側近で近侍臣僚として機能した。

最後に、幕府の属僚と捉える人物らを検討して、国王幕府の運営様相について簡略に言及する。そのために上の史料に見出される人物らを整理したのが、左ページの表である。

表で、久爾辛王・蓋鹵王・東城王代の時代が異なる国王幕府の属僚一〇人を一瞥すると、次のような特徴が見られる。まず、第一に、王族の余礼一人を除外すると、張氏三人、高・楊・會・慕・陳氏が各々一人で、真・解氏を始めとする百済の有力貴族の姓氏を持つ人物が全くない点である。これは断片的な事例であるが、これは百済の国王幕府が伝統貴族とは出身が異なる人物らを中心にして構成されたことを示唆しているものである。しかし、国王幕府が国王の私的な勢力基盤という点やその内朝的機能から見ると、当然の人的構成といえる。百済国王は伝統貴族とは異なる性格の人物らを幕府

〈表〉 百濟の国王幕府の属僚

時期	人名	既保有官職	百濟王 私署官職(爵号)	任命追認官職(爵号)	任命要請事由	国家
久爾辛王 5年 (景平 2; 424)	張威	長史	—	—	使節	劉宋
蓋鹵王 18年 (延興 2; 472)	余礼	駙馬都尉・長史	冠軍將軍・弗斯侯	未詳	使臣	北魏
	張茂	司馬	竜驤將軍・帶方太守	未詳		
東城王 8年 (永明 8; 490)	高達	長史	行建威將軍・広陽太守	建威將軍・広陽太守	先例・使臣・邊効邊夙著 勤勞公務	南齊
	楊茂	司馬	行建威將軍・朝鮮太守	建威將軍・朝鮮太守	先例・使臣・志行清老 公務不廢	
	会邁	參軍	行宣威將軍	宣威將軍	先例・使臣・執志周密 屢致勤効	
東城王 17年 (建武 2; 495)	慕遺	長史	行竜驤將軍・棠浪太守	竜驤將軍・棠浪太守	使臣・在官忘私 唯公是務 見危授命 蹈難弗顧	南齊
	王茂	司馬	行建武將軍・城陽太守	建武將軍・城陽太守		
	張塞	參軍	行振武將軍・朝鮮太守	振武將軍・朝鮮太守		
	陳明	?	行揚武將軍	揚武將軍		

属僚に抜擢したのである。特に、ここに中国系姓氏を持った人物が多いことは、棠浪・帶方系の遺民たちを幕府の属僚に起用したからであろう。この点は、高句麗の広開土王の国王幕府が中国出身の亡命客である鎮によって管掌されていたことと同じ脈絡で理解される。百濟の国王幕府の属僚が对中国外交で目立った活動をみせたのはこのような出身身分に起因したものとみられる。

第二に、蓋鹵王の幕府に王族の余礼が長史として幕府属僚に属している点も、百濟の国王幕府の運営様相を解明する一つの端緒となる。余礼は、他の幕府属僚と比較すると、様々な面で異例である。彼はまず余氏の王族であり、長史と馬都尉という官職を兼ねている。そして、百濟王が私署した後册封を要請した爵号も冠軍將軍弗斯侯で、將軍号と太守号の追認を要請した他の属僚に比べて格が高い。これは余礼が王族で、また蓋鹵王の駙馬として国王幕府の長史職に任命され、幕府を管掌した存在であったためであろう。蓋鹵王は王族の起用を通じて王権強化を推進しながら、国王幕府も駙馬にして管掌させ、自身の個人的な勢力基盤をより強固たるものにしてしようとしたのである。ここでも百濟の国王幕府が王権を支える制度的基盤であった事実を再び確認することができる。

以上、五世紀の百濟では国王幕府が開設され、内朝的機能を遂行していたことを調べてみた。百濟王は伝統貴族とは出身身分が違う人物を自身の幕府属僚に抜擢して、それを個人的な勢力基盤とし、上佐平中心の貴族勢力の牽制から逃れよ

うとした。ただ、国王幕府は、五世紀高句麗の事例からわかるように、内朝としては一定の限界を持つ制度であった。なお、再び王権が安定していく熊津後期の東城王代から新しい内朝制度が摸索され始めた。

三、泗泚期の前内部体制の構造と運営

五世紀代国王幕府の属僚を主軸としていた百済の内朝は、その後官府体制に整備された。それが『周書』百済伝などに記録された内官一二部である。この内官一二部は、記録された官府の序列や官府名称が持つ語義から、首席官府の前内部が他の一個の官府を統率する形態に運営されたと思われる。従って、これを「前内部体制」と命名することができる。以下では、前内部体制の構造と成立過程を検討すると共に運営上の変化を追跡してみることにする。

1. 前内部体制の構造と成立過程

まず、関連史料を羅列すると、次の通りである。

(1) 「各有部司 分掌衆務 内官有前内部・穀部・肉部・内椽部・外椽部・馬部・刀部・功德部・薬部・木部・法部・後官部 外官有司軍部・司徒部・司空部・司寇部・点口部・客部・外舍部・綱部・日官部・都市部」(『周書』卷四九・列伝四〇・異域上・百済)

(2) 「各有部司 分掌衆務 内官有前内部・穀内部・内椽部・外椽部・馬部・刀部・功德部・薬部・木部・法部・後官部

外官有司軍部・司徒部・司空部・司寇部・点口部・客部・外舍部・綱部・日官部・市部 長吏三年一交代」(『北史』卷九四・列伝八二・百済)

(3) 「又其内官有前内部・穀部・肉部・内椽部・外椽部・馬部・刀部・功德部・薬部・木部・法部・後官部 又有将長 外官有司軍部・司徒部・司空部・司寇部・点口部・客部・外舍部・綱部・日官部・市部 凡此衆官各有宰 官長在任皆三年一代」(『翰苑』所引『括地志』)

(4) 「北史云(中略)各有部司 分掌衆務 内官有前内部・穀内部・内原部・外原部・馬部・刀部・功德部・薬部・木部・法部・後官部 外官有司軍部・司徒部・司空部・司寇部・点口部・外舍部・綱部・日官部・市部 長吏三年一交代」(『三国史記』卷四〇・志九・職官下)

上の史料は、内官と外官に区分されていた百済中央官府の実態を表している貴重な記録であるが、全体的には同一の内容と判断される。しかし、史書によって官府の数に差があり、官府の名称表記にも文字上の出入があつて若干の整理が必要である。

まず、官府の数を見ると、史料(1)と(3)には内官一二部・外官一〇部に対し、史料(2)と(4)には内官一部・外官一〇部となっている。その理由は史料(1)・(3)の内官所属の穀部と肉部二個の官府が史料(2)・(4)では穀内部という一つの官府と記録されているからである。しかし、史料系統の側面で、(2)の『北史』百済伝は『周書』百済伝(史料(1))の内容を刪削編纂し

たものであるので、後者の史料の信憑性がずっと高い点が指摘されたことがある¹¹⁾。そして、別系統の史料である『翰苑』所引『括地志』(史料(3))の内容も『周書』百濟伝と同一である。従って、官府の数は『周書』百濟伝に記録された内官一二部と外官一〇部が正しいのである。

次に、史書によって表記を異にしている官府の名称は、次のように整理される。①史料(2)・(4)の穀内部は史料(1)の穀部と内部の誤記である。②史料(1)の内掠部・外掠部が史料(2)・(3)では内掠部・外掠部に、史料(4)では内拏部・外拏部にそれぞれ表記されている。ところが、史料(2)・(3)の「掠」は「掠」と字形が類似するので、編纂過程上の誤記か誤刻かと見られる。また、史料(4)の「原」は、その意味が「倉」で、「掠」の字意である「廩」・「倉」などと通じるので、「掠」を「原」に改筆したものである。だとすれば、この二官府の正しい名称は内掠部と外掠部といえる。③史料(1)の後官部が史料(2)・(3)・(4)では全部後官部になっている。両者の中で内官に含まれる官府は後宮部である。そうすると、史料(1)の後官部は字形の相似による後代の板刻過程の誤謬と見ることが出来る。従って、この官府の名称は後宮部が正しい。④史料(1)・(3)・(4)の日官部が史料(2)では日宮部になっているが、これもまた字形が酷似したことからの起因する板刻上の誤謬で、日官部が正しい表記である。⑤最後に記録された官府である都市部は史料(1)を除外したその他の史料には全部市部と記録されている。もちろん両者は語意上、市場を管理する官府であったことがわかるので、大きな差異はない。

しかし、「郡」が都邑を意味し¹³⁾、百濟時代に交易の中心となる最も大規模の市場は都邑に位置していたため、この官府の名称は市部よりは都市部が正しいと考えられる。以上のように、確定した官府の数と名称を内官と外官に分けて整理すると、次のようである。

内官(一二部) — 前内部・穀部・肉部・内掠部・外掠部・馬部・刀部・功德部・菓部・木部・法部・後宮部。
 外官(一〇部) — 司軍部・司徒部・司空部・司寇部・点口部・客部・外舍部・綱部・日官部・都市部。

この内官一二部と外官一〇部は内外の区分からわかるように、内官は国王の近侍機構、すなわち内朝で、外官は一般国政を担当した外廷が確かである。内朝問題を扱う本稿では外官一〇部は除外して内官一二部だけを検討することにする。

それでは内官一二部の機能について調べてみることにする。しかし、上の史料に見られるように、各部の職事については関連記録が皆無である。従来の諸研究者が字意を主要根拠にして機能を推定した理由がそこにあった。筆者も既存の方法に従い、従来の見解を総合しながら、各部の機能を類形別に分けて整理したい。

①前内部：前内部は内官一二部の中で先頭に記録されていて、その語義が内官(内部)の中に最もまえ(前)の官府と解釈されるので、一応内官一二部の首席官府と推定される。新羅の内省と同等の位相を持っていた官府とみられる。その職事は既に王命出納・国王近侍などが指摘されたことがある。筆者はそれと共に国王供奉業務

を総括した官府で、その長官は内朝の領袖、すなわち国王近侍機構の代表者という位相を持っていた点を注目したい。

②穀部・肉部…語義によると、両者は国王の御供に関連した部署で、穀部は穀物を、肉部は肉食と関連した業務を担当したものと推定される。特に、記録序列から見ると比重が大きい官府と思われるので、単純に御供だけを担当したのではなく、全国的に散在していた王室御料地の耕作と管理、一部王室牧場の管理など重要な機能も持っていたと思われる。唐の殿中省隸下の尚食局や新羅の内省隸下の庖典・肉典に比定することができる。

③内椽部・外椽部…「椽」の字意が「倉」「廩」と通じるので、収取した田賦を保管・管理する倉庫業務を管掌していたとみるには異見がない。しかし、同じ業務を管掌する官府が内椽部と外椽部に区分されて、共に内官に所属されている理由については見解が分かれている。¹⁵⁾筆者は、内椽部は王室財政や御供物と関連した倉庫業務を、外椽部は国家財政に所要される倉庫業務を担当したと捉えた見解が最も妥当であると考えられる。¹⁶⁾但し、この場合、外官に属しているはずの外椽部が内官に所属されている理由が説明されなければならぬ。¹⁷⁾その理由は、元来は外官に属していた外椽部が、内朝が成長することによってその所属が内朝に移動したからであると考えられる。即ち、元来王室財政と国家財政に関連する倉庫業務を管掌していた内椽部と外椽部はそれぞれ内朝と外廷に所属していたが、国王の近侍機構である内朝が強化されるに伴って国家財政に関連する倉庫業務まで内朝が管掌することになった結果、外椽部も内官に所属するに至ったのである。したがって、内椽部と外椽部が共に内官に

所属していたことには、内朝の成長と王権の強化が反映されていると言える。

④馬部・薬部…この二つの官府は字意上、所管業務が明白である。馬部は御馬を管理する官府で、新羅の内省隸下の供奉乗師に比較できる。薬部は王室所用の製薬や医療を担当する官府で、新羅の薬典・供奉医師とその業務が同一であったのであろう。国王と王室に対する供奉業務の一部を管掌していたことになる。その他にも、馬部は王室牧場の管理、薬部は薬材の調達のような附加業務もあったと思われる。

⑤刀部…字意の通り刀剣や武器の製作・管理を担当した官府とみられる。そして、それらを保管する兵器庫¹⁸⁾の管理も重要な所管業務の一つであったのであろう。

⑥功德部…字意上、仏教寺院を管理した官府とみることができる。特に、王室の安寧を祈願する願堂や王室寺院、王宮内の内帝积院などの寺刹に関する業務を管掌したのであろう。新羅の内省隸下の願堂典と比較される。

⑦木部…王室と関連した各種土木や建築業務を担当した官府である。

⑧法部…多くの研究者らが儀礼や王室の儀仗を担当した官府とした。しかし、新羅の内省隸下の律令典の存在が示唆するように、字意からみると律令業務を担当した可能性が高い。

⑨後宮部…字意そのままに国王の後宮関連業務を管掌した官府である。

以上、官府名称が持つ字意を根拠にして、内官二部の機能を推

定してみた。大体に国王と王室の近侍供奉業務を担当する家政機関的性格が目立つが、前内部をはじめとする主要官府は一般の政治領域にまで発言権を行使していた可能性があり、何よりも国王近侍業務を一二個の官府が分けて担う、細分化された運営を大きな特徴と指摘できる。

では、このように細分化された百済の前内部体制はいつ成立したのか。まず、内官一二部が記録された『周書』・『北史』・『翰苑』などの史書が皆七世紀前半に編纂された事実が注目される。ここで、内官一二部は遅くとも七世紀前半には存在していたことが分かる。即ち、七世紀前半は内官一二部成立の下限時点になるのである。ところで、『周書』・『北史』・『翰苑』百済伝には内官一二部と共に、百済の地方統治組織である五方制度が収録されており、五方城の一つである北方城が熊津城であったことを明確にしている。だとすれば、これら史書の百済に対する叙述内容は泗泚遷都以後の事情を記録したものといえる。従って、内官一二部も泗泚時代の状況を表しているものと認められる。

ところが、内官一二部の成立に対する諸研究者の見解には「同時設置説」と「逐次成立説」がある。「同時設置説」は、泗泚遷都以後、聖王が改革政治の一環として内官一二部と外官一〇部（二部司制）を同時に設置したという⁽¹⁹⁾。そして、「逐次成立説」は、熊津時代後期から漸次的に設置されて泗泚遷都以後、聖王によって整備されたとい⁽²⁰⁾。筆者は両者のうち「逐次成立説」を支持する。前内部を首席官府とする百済の内官一二部のような整備された官府体制が同時に成立することは殆ど不可能であるためである。しかし、

「逐次成立説」にも補完すべき課題が残されている。即ち、内官一二部に属する官府が設置され始める時点の解明がそれである⁽²¹⁾。そうすることこそ、内官所属官府が漸進的に設置され、泗泚遷都以後に前内部を首席官府とする一二部体制に整備されたことが明確に説明される。

ここで、前内部体制は百済の内朝制度で、以前の段階には国王幕府が内朝として機能していた点を想起する必要がある。これは前内部体制が国王幕府の発展的解消を前提にして設置されたことを暗示する。既に検討したように、史料には百済の国王幕府が東城王代を最後にしてそれ以上登場しない。これは東城王代が国王幕府が解消される時期であり、また前内部体制が成立し始める時期であったことを物語っているのである。それと共に東城王代末期に「内頭」という官名が登場している事実が注目される。後述からわかるように、「内頭」の実体はその字意からみると、内臣の長或いは前内部の長官であったと思われる。従って、「内頭」の登場は前内部体制が成立し始めたことを意味すると言える。換言すれば、百済の前内部体制の成立は、一番早く前内部とその長官であった内頭の設置から始まったと見ることができ、この点は、新羅の内朝であった内省体制が、内省とその長官であった私臣の設置から始まった事実と同軌に置かれている。このように、百済の内官一二部は東城王代にはじめて設置され、増設過程を経て泗泚遷都以後、聖王によって最終的に整備されるに至ったのである。

2. 前内部体制の運営とその変化

前内部体制の正しい理解のためには、前述した前内部体制の構造と各官府の機能及び成立過程が解明されるべきで、それと共に構成官職や運営方式なども解明されなければならない。しかし、惜しいことにこれに関する史料は殆ど残っていない。だが、ごく断片的な史料より前内部体制の運営様相を把握できる糸口が発見される。『日本書紀』に記録された「内頭」と「内佐平」という官名がそれである。この二つの官名については、従来から多くの研究者が関心を寄せてきたが、百済内朝の前内部体制との関連を追究した研究はなかった。百済の内朝制度に対する問題意識が不足していたからである。

「内頭」と「内佐平」という二つの官名は、その名称から内朝の官職であることが分かり、存在時期も熊津後期〜泗泚初期と泗泚後期に互いに異なるだけではなく、就任する臣僚の格においても差異があった。だとすれば、両者は前内部体制と無関係であり得なく、アプローチの方法によってはその運営様相の変化を解明できる端緒にもなり得る。以下このような問題意識に立脚して泗泚時代の百済における前内部体制の運営上の変化を追究してみよう。

(1) 「内頭」の実体と前内部体制の運営

泗泚期百済の中央政界には一般国政担当臣僚とはその性格が區別される臣僚が存在していた。聖王二八(五五〇)年の事情を伝える次の記事を一例として挙げるができる。

「遣使詔于百濟曰 〈中略〉 又復朕聞 奈率馬武 是王之股肱之臣 納上伝下 甚協王心 而為王佐 若欲國家無事 長作官家 永奉天皇 宜以馬武為大使 遣朝而已」(『日本書紀』卷一九・欽明紀一一年条)

上の史料は天皇中心史観による歪曲が多いものの、倭の朝廷から百済大使としての派遣を要請された奈率馬武という人物を注目する必要がある。彼は聖王二年(五四四)に、施徳として任那へ派遣されたことがあったが、六年が経った五五〇年には奈率に昇進していた。ところが、上の史料には彼が王命出納を担当していて、王の心中をよくはかって「王佐」にするほど国王の信任が厚かったことが分かる。それで、奈率というそれほど高くない官等を持つ馬武を王の「股肱之臣」と称して、倭では大使に派遣してくれることを要請しているのである。この奈率馬武は王命出納という担当業務や「王佐」という表現からみると、一般の国政担当臣僚とは違う、国王側近の近侍臣僚であることが明らかである。倭が聖王の信任の厚い馬武を選択して大使に送ってくれるように要請していることは、聖王代の近侍臣僚の政治的比重を象徴するものと思われる。

この馬武のような近侍臣僚らは、既に泗泚遷都を契機にして前内部体制が整備されたことを考慮すると、内官一二部で構成された前内部体制に所属していたことは間違いない。そうして、このような近侍臣僚らは外官一〇部に属する臣僚と対応される意味から内臣と通称されたようである。

「百済遣上部奈率科野新羅 下部固德汝休帶山等 上表曰 去年臣等同議 遣内臣德率次酒 任那大夫等 奏海表諸弥移居之事」(『日本書紀』卷一九・欽明紀一四年条)

上の史料には德率次酒を内臣と称している。ここでも『日本書紀』編纂当時の觀念による歪曲が含まれているが、この部分だけは百済の立場が反映されていて、史料の信頼性は比較的高いと考えられる。ところが、この内臣を「宣納」⁽²⁴⁾或いは「宣納・号令」⁽²⁵⁾の事を管掌した内臣佐平か或いは内臣佐平の淵源になる官職とみた見解がある。しかし、内臣佐平は佐平だけが就任できる官職であったので、德率の官等を持つ次酒が内臣佐平であったとは言えない。さらに内臣佐平の淵源とする見解も、名称が同一であった点を重視した推論であるだけで、明確な証拠はない。この内臣は『日本書紀』⁽²⁶⁾の他の用例からみると、国王側近の近侍臣僚という意味の普通名詞⁽²⁷⁾で、馬武のように百済の前内部体制、すなわち内朝に属した臣僚を通称したものと思われる。

それでは、百済の前内部体制に所属した臣僚、すなわち内臣がどのように運営されていて、構成人物の資格と性分はどうであったのか。これもまた貧弱な史料の制約により、詳細な内容を知ることができないが、まず「内頭」という官名が注意をひく。

(1) 「是日 聖明王 聞宣勅已 歷問三佐平内頭及諸臣曰 詔勅如是 當復何如 三佐平等答曰 在下韓之我郡令城主 不可出之 建国之事 宜早聽聖勅」(『日本書紀』卷一九・欽明紀

四年条)

(2) 「百済聖明王 復以前詔 普示群臣曰 天皇詔勅如是 當復何如 上佐平沙宅己婁 中佐平木苾麻那 下佐平木尹貴 德率鼻利莫古、德率東城道天、德率木苾昧淳 德率固雖多、奈率燕比善那等 同議曰 (中略) 聖明王曰 群臣所議 甚称寡人之心」(『日本書紀』卷一九・欽明紀四年条)

これらの記事は、聖土の泗泚遷都直後、所謂任那復興會議と関連したものであるが、百済朝廷における君臣會議の場面が記録されたものである。ところで、その中には任那日本府を想定しているなど、虚構と歪曲が含まれている。だが、『百済本紀』を底本にして聖王代の百済と加耶諸国及び倭との関係を詳細に伝えていて、記事内容自体は信憑できるといえる。ところで史料(1)には、聖王二年(五四三)一一月に開かれた百済の君臣會議に参加して、聖王の諮問に応じた臣僚を「三佐平・内頭・諸臣」と表現した。一方、同一の案件で一ヶ月後に開催された百済の君臣會議の場面を描写した史料(2)では、まず上佐平沙宅己婁・中佐平木苾麻那・下佐平木尹貴という三人の佐平を挙げている。彼らがすなわち史料(1)の三佐平にあたることは明白である。要するに、史料(2)は、史料(1)で省略して記録した人物らの具体的な名前をあらわしているのである。そうすれば、史料(2)には三佐平と共に君臣會議に参加した内頭と諸臣の名前も、当然記録されていたのであり、三佐平の次に羅列された德率鼻利莫古・德率東城道天・德率木苾昧淳・德率固雖多・奈率燕比善那などがそれに該当するであろう。そして、

聖王二十一年に開催された君臣會議に参与した「内頭」は、記録の順序によると、三佐平直後の徳率鼻利莫古とみてもよいのである⁽³⁰⁾。

この「内頭」の性格については、従来六佐平の一つで財政業務を管掌した内頭佐平と理解し、六佐平が設置された証拠としてきた⁽³²⁾。

しかし、上の事例からみて、「内頭」は徳率官等所持者が就任している官職であるので、佐平が就任する内頭佐平とは明らかに違う。

よって筆者は、「内頭」という官名が持つ意味に注目したい。「内頭」は字意上、前内部体制(内官二部)所属臣僚である内臣のかしら(頭)、すなわち内臣の長と解釈でき、或いは前内部のかしら(頭)である長官とみてもそれほど無理な解釈ではない。だとすれば、「内頭」は百済の内朝である前内部体制の長で、具体的に言えば、百済内官二部の首席官府であった前内部の長官と推定できる。

「内頭」の性格をこのようにみてこそ、前掲史料(一)・(二)に描写された君臣會議の参与人物についても合理的な理解が可能になる。聖王二十一年(五二四)に開かれた一連の君臣會議は、当時最大の国政懸案であった百済の加耶地域への進出問題を取り扱う重大な會議であった。したがって、その會議には百済の主要臣僚らが例外なく参与したのであるうし、既に前内部体制が整備されていた状況だったので、それを代表する臣僚も参席したとみるべきである。このような視点から、君臣會議に参与した人物らを見ると、国王、貴族勢力を代表する上・中・下三佐平、近侍臣僚の長で前内部長官の「内頭」、そして他の諸臣僚(諸臣)が参与して国家最大の懸案を議論したことを知ることができるのである。「内頭」を百済の内朝すなわち前内部体制の長とみる筆者の見解は次の史料で再び立証され

るのである。

「紀生磐宿禰 跨抛任那 交通高麗 将西王三韓 整備官府
自称神聖 用任那左魯那奇他甲背等計 殺百济適莫爾解於爾林
(注：爾林高麗地也) 築帶山城 距守東道 断運糧津 令軍飢
困 百济王大怒 遣領軍古爾解 内頭莫古解等 率衆趣于帶山
攻 於是 生磐宿禰 進軍逆擊 胆氣益壯 所向皆破 以一当
百 俄而兵尽力竭 知事不济 自任那帰 由是 百济国殺左魯
那奇他甲背等三百余人」(『日本書紀』卷一五・顕宗紀三年是歳
条)

この記事は、周知のように幾つかの史料的限界を持っており、特にその原典が倭の紀生磐宿禰系統の氏族伝承で、相当の歪曲が加えられていて、東城王九年(四八七)に該当する編年や一部の表現をそのまま信用することは難しいとされている⁽³³⁾。しかし、大体熊津時代後期の東城王代に、ある貴族勢力が地方勢力と連合し、謀反を起こして討伐された内容を伝えるものとみられている。そして、地名や事件の展開よりは、人名や官名は当代の事実にある程度符合する可能性が高いとされている⁽³⁵⁾。だとすれば、一応上の史料を通じて当時の百済では、領軍と内頭という官名が存在していたことを知ることができる。

ところが、このような史料的検討は妥当ではあるが、ただ史料の編年についてはもう少し敷衍が必要である。東城王は錦江流域に基盤を置いた新進貴族を一举に起用して南来貴族を牽制し、両者の勢

力均衡の上で王権強化を推進した⁽³⁶⁾。しかし、国王の一方的な王権強化作業は治世の末期に至り、貴族らの反撥を呼び起こし、結局東城王は衛士佐平の首加に殺害されてしまったのである⁽³⁷⁾。このような東城王代の政局動向をみると、上の史料に反映されている貴族勢力の謀反も、東城王代末期頃の事件と思われる。

このように、東城王末期の百済には「内頭」と「領軍」という官職が設置されていた。この中で「領軍」は中国の魏晉南北朝期に禁衛軍を統率していた官職であったので、百済の「領軍」も国王の侍衛軍を指揮する近侍武官職であったと推測される。そうすれば、「領軍」と一緒に指揮官として参戦した「内頭」も、「領軍」と同じ性格の近侍職とみることができ、その字意によって近侍臣僚の長に比定することができる。言い換えれば、上の史料にみえる東城王末期の某種の謀反事件は、近侍武官職であった領軍と近侍臣僚の長であった「内頭」が指揮していた東城王の親衛軍事力によって鎮圧されたことになるのである。

以上の検討から明らかになった東城王末期の「内頭」の存在は、つまりこの時期に百済の内朝制度が大きく変化したことを物語るものである。少なくとも東城王一七年(四九五)まで、内朝の機能を遂行してきた国王幕府が消滅され、それに代わり「内頭」に代表される前内部体制が形成されて、内朝として機能するようになったのである。

前内部体制は、主に徳率以下の官等所持者に構成されていたものとみられる。何故ならば、聖王二十一年(四四二)に徳率の鼻利莫古が前内部の長官である「内頭」に就任しているからである。このことは聖

王代に股肱之臣と称された「王佐」の馬武が奈率だったのであり、内臣と表現されたもう一つの近侍臣僚である次酒が徳率であった事⁽⁴⁰⁾実からも傍証を得ることができる。

要するに、東城王代に新たに形成され始め、聖王の泗泚遷都以後に整備された百済の新しい内朝である前内部体制(内官二部)は、「内頭」が長官の前内部を首席官府にして、隸下に一つの官府が所属されていた。そして、「内頭」を始めとする内官二部の長官は徳率以下の官等所持者が就任したが、これは大姓貴族らを排除しようとする意図からであったのであろう。以後、前内部体制は王命出納や近侍供奉業務はもちろん一般政治領域でも王権を支持する制度的基盤として機能した。聖王二十一年(五四四)に開催された所謂任那復興会議と関連する重大な君臣会議に、貴族勢力の代表者である上・中・下の三佐平と共に「内頭」が主要な参与人物と記録されていることからよく知ることができる。

(2) 内佐平の設置と前内部体制の変化

聖王代に整備された、前内部の長官である「内頭」を領袖とする百済の前内部体制(内官二部)は、泗泚時代の後期に至ってその構造と運営においても一度大きな変化が起きたとみられる。次の史料はごく断片的なものであるが、その変化についてよい暗示を与えている。

「百済弔使倭人等言(中略)今年正月 国主母薨 又弟王子 兄翹岐及其母妹女子四人 内佐平岐味 有高名之人四十余 被

放於嶋」(『日本書紀』卷二四・皇極紀元年二月条)

この記事は義慈王二年(六四二)正月に、百済で大規模の政変が起つたことを伝えている。義慈王が即位してからあまり経たない時、すなわち王母が薨去したあわただしい状況の中で、義慈王の弟王子の翹岐、彼の姉妹四人などの近親王族、内佐平の岐味、そして大姓貴族出身と推測される「高名之人」四〇余人が島に追放される事件が発生したのである。この政変の性格は、多くの研究者が論及したように、武王の後半期の貴族中心の政治運営を改革して国王の政局主導権を確保しようとした義慈王によって断行された、既成政治支配勢力に対する一大の肅清事件であった。したがって、追放された者らは義慈王の即位に対する反対勢力乃至は貴族中心の政治運営を持続しようとする性向を持っていた人物であろうし、特に「高名之人」四〇余人は武王後半期の政局運営を主導した大姓貴族出身であったと推定される。⁽⁴³⁾

この肅清事件の追放者の中で最も異色の人物が内佐平の岐味である。大姓貴族が独占していた佐平を保有していたのにもかかわらず、大姓貴族出身の「高名之人」四〇余人と区別されて記録されているからである。このように内佐平岐味を別に記録したのは、彼が「高名之人」四〇余人とは違う性格の人物であることを示唆する。この彼の独特な性格は内佐平という官職から出たものとみられる。

ところで、今まで岐味の官職である内佐平は、百済の六佐平の中で「内」を冠称した内臣・内頭・内法佐平のうちどれかの一つであると推定されてきたが、⁽⁴⁴⁾明確な論拠がないため従いにくい。まず

どの史料にも内臣・内法・内頭佐平を縮約して内佐平に記録した事例は見つけることができない。そして、もしも内佐平が大姓貴族が独占していた六佐平や一般佐平と官制的性格が同一であったとすれば、内佐平の岐味も上の史料で、「高名之人」四〇余人に包含して一括に記録されたはずである。つまり、内佐平の岐味が「高名之人」四〇余人とは別途に記録されたのは、内佐平が大姓貴族らが独占していた六佐平か或いは一般の佐平とは官制的性格が異なったためであるとみるべきである。

筆者は何よりも内佐平という官名に留意したい。内佐平は字意の通りに百済内官の佐平、すなわち前内部体制に属した佐平のことであろう。言い換えれば、外廷に属していた六佐平や一般佐平ではなく、百済内朝の佐平といえる。だとすれば、義慈王二年の政変で肅清された内佐平岐味は、前内部体制(内官一二部)に属していた佐平であることが確かである。また彼が佐平であった点からみると、前内部体制を統率する百済内朝の領袖としての位相を持っていたとすることが出来る。

このように、義慈王二年に、内佐平に在任中の人物が存在していた事実は、百済の内朝制度が大きく変化したことをみせる端的な証拠である。前述したように、聖王の泗比遷都以後整備された前内部体制(内官一二部)は、徳率が内朝の領袖である前内部の長官(内頭)に就任するなど、主に徳率以下中級の官等所持者が中心になって運営されたからである。ところで変化した前内部体制では、佐平官等所持者の内佐平が前内部体制を統率することになった。即ち、内朝の領袖の政治的位相がかなり高くなったのである。

このように内佐平が百済の内朝を統率することによって、その他の内官一部の高格も高くなっていと予想される。この点、間接的な史料ではあるが、「黒齒常之墓誌」と子の「黒齒俊墓誌」で確認することができる。

- (1) 「其家世相承為達率 達率之職 猶今兵部尚書 於本国一品官也 曾祖諱文大 祖諱德頭 考諱沙次 並官至達率 へ中略」 未弱冠 以地籍授達率」〔黒齒常之墓誌〕
- (2) 「曾祖加亥任本郷刺史 祖沙子任本郷戸部尚書 へ中略」 父常之□皇朝左武衛大將軍上柱國燕國公 贈左領軍衛大將軍」〔黒齒俊墓誌〕

上の史料は黒齒常之父子の墓誌の先祖に関する記録である。両資料を比較すると、先祖の諱や百済での歴任官職に若干の差異があるが、大勢面では大きな問題にはならない。⁽⁴⁶⁾まず史料(1)には、黒齒常之家門が先祖代に達率を歴任したとしながら、達率を唐の兵部尚書に擬している。しかし、百済の二等級の官等の達率と唐の官職としての兵部尚書が同一になれないことは自明である。それにもかかわらず、このような記録が残ったのは、黒齒常之の先祖の中で達率官等を保有して兵部尚書と類似した性格の官職に就任した事実があったからではないかと思う。ところで、史料(2)では黒齒俊の祖父(黒齒常之の父)の沙次(沙次)が百済の戸部尚書であったとしている。実際に黒齒常之の先代では、唐の尚書に比較できる百済の官職を歴任した事実があったのである。

では、達率を昇進の上限線とする第二級貴族の黒齒家門出身が歴任した唐の尚書のような百済の官制は何であったらうか。一応、兵部と戸部など、所管業務が特定されているので、同じ業務を管掌した六佐平の中の兵官佐平と内頭佐平を想定することができるが、それらは達率官等の所持者が就任できない官職であったので、論外としなければならない。これを除外すると、唐の尚書に比肩するものは二部(内官一部・外官一部)の長官職しかない。ところが、黒齒常之の父である沙次は、戸部尚書を歴任したとみえるので、二部のうち財政業務を管掌した官府の長官であったと推定され、その官府は内官一部に属する内椽部と外椽部の中のどれかであったらう。⁽⁴⁷⁾黒齒沙次が達率として前内部隸下の内椽部(或いは外椽部)の長官を歴任した時期は、子の黒齒常之が武王三一年(六三〇)に出生していたことを勘案すれば、その前後の時期である武王代に比定される。

以上の黒齒家門の事例を通じて、少なくとも武王代には前内部隸下官府の長官職に達率官等の所持者が就任していたことが分かった。これは前述した前内部体制の領袖が内佐平に上向された事実と共に、百済の内朝である前内部体制の構造と運営に変化が起こり、その政治的比重が大きく増大したことを物語っている。

最後に前内部体制の変化時期について調べてみることにしよう。先に提示した史料によると、内佐平が初見される時期は義慈王二年(六四二)である。しかし、内佐平が義慈王によって設置されたものではない。何故ならば、当時の内佐平岐味は旧勢力で、義慈王によって肅清対象となったからである。したがって、彼は武王代の内

佐平であったといえる。一方、黒齒常之父子の墓誌によると、前内部の隸下官府の長官職に達率が就任するようになったことが確認される時期も武王代である。よって、一旦前内部体制の変化が起こった時期としては武王代が最も有力であるとみられる。更に武王は没落王族家門の出身で、王位について多様な王権強化政策を推進したことがある⁽⁴⁹⁾。内朝の基本性格が王権を支持する制度的装置であったことを想起すると、百済の内朝である前内部体制は、武王の王権強化政策の一環として再び改編されたものと思われる。

四、おわりに

以上、百済の内朝について試論的な検討を試みた。その結果確認したことを整理すると、次の通りである。

① 五世紀の百済では国王幕府が開設され、内朝の機能が遂行されていたことを調べてみた。百済王は伝統貴族とは出身身分が異なる人物を自身の幕府属僚に抜擢して、それを個人的な勢力基盤とし、上佐平中心の貴族勢力の牽制から逃れようとした。

② 百済の内朝として内官一二部は前内部を最初にして東城王代から設置され始めて、増設過程を経て泗泚遷都以後、聖王によって最終的に「前内部体制」として整備されるに至ったのである。このような「前内部体制」は前内部を首席官府としながら穀部・肉部・内椽部・外椽部・馬部・刀部・功徳部・薬部・木部・法部・後宮部などで構成された。

③ 初期の「前内部体制」の運営では、徳率以下の官等所持者が就任した「内頭」を長官とした。そして、王命出納や近侍供奉業務は

もちろん一般政治領域でも王権を支持する制度的基盤として機能した。これは、聖王二十一年(五四四)に開催された所謂任那復興会議と関連する重大な君臣会議に、貴族勢力の代表者である上・中・下の三佐平と共に「内頭」が主要な参与人物と記録されていることからわかる。

④ ところで「前内部体制」の運営は武王代に一変した。佐平官等所持者の内佐平が前内部体制を統率することになった。即ち、内朝の領袖の政治的位相があまり高くなかったのである。それ故、「前内部体制」は王権を支持する主要な制度的装置として機能した。

注

(1) 中国古代に使用された内朝の用例とその意味を概観してみると、内朝は大体三つの複合的な意味を持っていた用語であった。原初的には、君主の政務執行が行われていた特定の場所という意味であったが、新たにそこから行われた政治行為を補佐する臣僚集団(内朝臣)という意味へと拡大されて、その後、彼ら臣僚集団が所属した官職・官府などの政治機構を意味する用語として使用されたのである。

(2) 二部を中心に百済の政治制度を検討した代表的な論稿は次の通りである。鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」(『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館、一九七八)、武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」(『東アジアにおける日本古代史講座』4、学生社、一九八二)、盧重国「百済政治史研究」(一)潮閣、一九八八)、梁起錫「百済専制王権成立過程研究」(『檀国大大学院博士学位論文』、一九九〇)、金周成「百済泗泚時代政治史研究」(『全南大大学院博士学位論文』、一九九〇)、李鍾旭「百済泗泚時代の中央政府組織」(『百済研究』二二、一九九〇)、梁起錫「百済聖王代の政治改革とその性格」(『韓国古代史

研究』4、一九九二）、国史編纂委員会編『韓国史』6、（一九九五）。

(3) 『資治通鑑』巻二二七・天寶一三年正月条。

(4) 李道学「漢城末熊津時代百済王位継承と王権の性格」、『韓国史研究』五〇・五一合集、一九八五）。

(5) 盧重国『百済政治史研究』（前掲）。

(6) 坂元義種「古代東アジアの日本と朝鮮—大王の成立をめぐって—」、『古代東アジアの日本と朝鮮』、吉川弘文館、一九七八）。

(7) 金翰奎「南北朝時代の中国的世界秩序と古代韓国の幕府制」、『前掲』。

ただ、鈴木靖民はこの制度を「府民制」と呼称したが、それがもっている意味については言及しなかった。（鈴木靖民『倭国と東アジア』、二〇〇二）。

(8) 宮崎市定「九品官人法の研究」、『東洋史研究会』一九五六）。

(9) 『宋書』巻九七・列伝五七・百濟国、『三國史記』巻三五・腆支王二年条。

(10) 『梁書』巻五四・高句驪伝。

(11) 高柄翔「中国正史の外国列伝」、『東亞交渉史の研究』、ソウル大学校出版部、一九七〇）、朴性鳳「東夷伝百済關係資料」、『慶熙大学校伝統文化研究所』一九八〇）、劉元在「中国正史百済伝研究」、『学研文化社』一九九五）。

(12) 稲葉岩吉「百済の掠及び掠部」、『稗椽』、一九三三）。

(13) 「都下有万家 分為五部」、『周書』百濟伝。

(14) 特に次の論稿を参照した。以下の具体的な職事についての叙述では注を省略する。武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」、『前掲』、盧重国『百済政治史研究』（前掲）、梁起錫「百済専制王権成立過程研究」、『前掲』、国史編纂委員会『韓国史』6（前掲）。

(15) 代表的には、内椽部は御供を、外椽部は国家財政に所要される物品を貯蔵したとする稲葉岩吉の見解（稲葉岩吉「百済の掠及び掠部」、『前掲』、倉庫の所在地が宮内と外方に分かれていたという見解（盧重国『百済政

治史研究』、『前掲』を挙げる事ができる。

(16) 梁起錫「百済聖王代の政治改革とその性格」、『前掲』。

(17) 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」、『前掲』では、外椽部が内官の所屬に記録されたのを史料の誤謬とみた。

(18) 新羅の事例ではあるが、次のように兵器庫の存在が確認される。「九月 東海水戦 声聞王都 兵庫中鼓角自鳴」、『三國史記』巻八・孝昭王八年条。

(19) 盧重国『百済政治史研究』（前掲）、梁起錫「百済専制王権成立過程研究」、『前掲』。

(20) 李鍾旭「百済の佐平」、『震檀學報』四五、一九七八）、金周成「泗泚遷都と支配体制の再編」、『韓国史』6、一九九五）。

(21) 内官二部の設置始点を、李鍾旭は東城王代の末期に、金周成は武寧王二年頃に比定しているが（李鍾旭「百済の佐平」、『前掲』、金周成、「泗泚遷都と支配体制の再編」、『前掲』、具体的論拠を提示していない）。

(22) 『日本書紀』巻一九・欽明紀五年条。

(23) 直木孝次郎「大蔵省と宮内省の成立」、『柴田実先生古稀記念日本文化史論叢』、柴田実先生古稀記念会編、一九七〇）。

(24) 『旧唐書』巻一九九上・列伝一四九・百濟国伝。

(25) 『新唐書』巻三二〇・列伝一四五・百濟伝。

(26) 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」、『前掲』、梁起錫「百済泗泚時代の佐平制研究」、『東北史学』九、一九九七）。

(27) つまり、次の史料では莫離支である淵蓋蘇文を内臣としている。「高麗沙門道頭日本世記曰〈中略〉其注云 新羅春秋智 不得願於内臣蓋金故亦使於唐 捨俗衣冠 請媚馭天子 投禍於隣国 而構斯意行者也」、『日本書紀』巻二六、斉明紀六年条。

(28) 坂本太郎外校注『日本書紀』下（岩波書店、一九七九）。

(29) 笠井倭人「日本文献に見える初期百済史料」、『東アジアにおける日本古代史講座』3、学生社、一九八二）、金恩淑『日本書紀』の百済關係

- 紀事の基礎的検討」(『百済研究』二二、一九九〇)。
- (30) 梁起錫「百済泗泚時代の佐平制研究」(前掲)では、史料二には「内頭」が記録されていないとみたが、史料の一貫性の側面で見出し難い。
- (31) 『旧唐書』卷一九九上・列伝一四九・百済国伝。
- (32) 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」(前掲)。
- (33) 井上秀雄「任那日本府と倭」(東出版、一九七三)。
- (34) 金泰植「加耶聯盟史」(潮閣、一九九三)。
- (35) 金英心「漢城時代百済佐平制の展開」(『ソウル学研究』八、一九九七)。
- (36) 李基白「熊津時代百済の貴族勢力」(『百済研究』九、一九七八)、盧重國「百済政治史研究」(前掲)。
- (37) 『三國史記』卷二六・東城王三三年条。一方『日本書紀』にも「是歳百済末多王無道 暴虐百姓 國人遂除」(『日本書紀』卷一六・武烈紀四年条)として、東城王が国人によって除去された事実を伝えている。
- (38) 越智重明「領軍將軍と護軍將軍」(『中国古代の政治と社会』、中國書店、二〇〇〇)。
- (39) 金英心「百済地方統治体制研究」(ソウル大学大学院文学博士学位論文、一九九七)。
- (40) 『日本書紀』卷二九・欽明紀二一年条。
- (41) 『日本書紀』卷二九・欽明紀一四年条。
- (42) この事件の發生年代に対しては、義慈王二年(六四二)説、義慈王三年(六四三)説、義慈王五年(六四五)説があるが、本稿は義慈王二年説に従う。
- (43) 盧重國「百済政治史研究」(前掲)、金周成「支配勢力の分裂と王権の弱化」(『韓国史』6、一九九五)。一方、この事件については様々な異見が提示されている。それについては、鈴木英夫「大化改新直前の倭國と百済」(『続日本紀研究』二七二、一九九〇)参照。
- (44) 金壽泰「百済義慈王代の政治變動」(『韓国古代史研究』5、一九九
- (45) 一)。
鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」(前掲)、梁起錫「百済泗泚時代の佐平制研究」(前掲)、金英心「漢城時代百済佐平制の展開」(前掲)。
- (46) 李文基「百済黒齒常之父子墓誌銘の検討」(『韓国学報』六四、一九九四)。
- (47) 李文基「百済黒齒常之父子墓誌銘の検討」(前掲)。
- (48) 外官一〇部中では、所管業務上言部に比定できる官府が見つかからない。
- (49) 盧重國「百済政治史研究」(前掲)。